

宗教法人登記



Q

登記所（法務局）に登録した印鑑又は印鑑カードを紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A

印鑑及び印鑑カードの両方を紛失した場合

①印鑑の変更（改印）の届出②印鑑カードの廃止の届出③新たな印鑑カードの交付の請求を同時に行えます。①印鑑の変更（改印）については、新たに提出する印鑑及び印鑑を提出する者（代表役員）の市町村長に登録した個人の印鑑（※以下実印と記す）を押印した「改印届書」及び当該個人の印鑑の「印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）」を、②③印鑑カードの廃止及び新たな印鑑カードの交付の請求については、印鑑を提出する者（代表役員）の実印を押印した「印鑑・印鑑カード廃止届書」、当該印鑑の「印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）」及び新たに登記所に提出した印鑑を押印した「印鑑カード交付申請書」をそれぞれ管轄の登記所に提出します。

印鑑を紛失した（印鑑カードは紛失していない）場合

当該印鑑の変更（改印）の届出をすることができます。この場合には新たに提出する印鑑及び印鑑を提出する者（代表役員）の実印を押印した「改印届書」並びに当該個人の印鑑の「印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）」を管轄の登記所に提出します。

印鑑カードを紛失した（印鑑は紛失していない）場合

印鑑カードを紛失した場合には、当該印鑑カードの廃止の届出及び新たな印鑑カードの交付の請求をすることができます。印鑑カードの廃止については、登記所に提出した印鑑を押印した「印鑑カード廃止届書」を、また印鑑カードの交付の請求については、登記所に提出した印鑑を押印した「印鑑カード交付申請書」を管轄している登記所に提出します。

お知らせ

事務の合理化またご要望にお応えして次の二点を変更させていただくことになりました。ご理解とご協力をお願いします

「届」の添付書類について

宗教法人課扱いの「届」について従来、謄本原本を添付していただいておりますが、検討した結果、この度「写し」でも可とさせていただきますことになりました

対象の「届」は次の3点です

- ・登記完了届
- ・登録事項変更申請書
- ・担保解除届

※上記に係る変更は教会に備えておくべき情報でありますので、登記事項証明書の原本は取得の上、教会で保管していただき、本部への提出は写しで可とさせていただきます

教務部宗教法人課

電話番号 0743-63-2157(直通)

Eメール hojinka@tenrikyo.or.jp

法人実務ニュース

法人ニュースの紙媒体での発行を今年度で終了し、来年4月以降はメール配信とさせていただきます

メール配信を希望される方は下のQRコードを読み込み「メール作成画面はこちら」から「氏名」「直属・所属教会名」「役職」を送信してください

※なお、現在、個別に配布させていただいているものについては今年度中は配布させていただきます



メアド登録QR

ten.hojin2@gmail.comからメールを受信できるよう設定をお願いします

またこのアドレスはメール配信専用となっています。配信の停止や中止以外の各種問い合わせにつきましては法人課公式LINEまたは法人課Eメールアドレスへお願いします

【法律専門相談室のご案内】

教会が当事者となる、法律に関するトラブル（不動産や近隣関係等）を顧問弁護士にご相談いただけます。相談自体は無料です。お気軽にお問い合わせください。